

雲仙市個人情報保護審査会規則

令和5年3月22日

雲仙市規則第9号

(趣旨)

第1条 雲仙市個人情報保護法施行条例（令和4年雲仙市条例第23号）第5条に規定する雲仙市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審査会は、必要があると認められるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第4条 前条の規定により会議に出席した委員には、雲仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年雲仙市条例第34号）により、報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(雲仙市個人情報保護審査会規則の廃止)

2 雲仙市個人情報保護審査会規則（平成17年雲仙市規則第164号）は、廃止する。